

条例公示第3号

参議会議員選挙条例の一部を改正する条例を次のように公示する。

2025年6月27日

宗務総長	木	越	渉
参 務	古	賀	堅 志
参 務	長	峯	顕 教
参 務	佐々木		高
参 務	轡	田	普 善
参 務	山	田	孝 彦

参議会議員選挙条例の一部を改正する条例

参議会議員選挙条例（1982年条例公示第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「議員に欠員ができたときは、欠員のできた日から」を「次の各号のいずれかに該当する場合は、その事由の発生した日から」に改め、同条に次の2号を加える。

（1）議員に欠員ができたとき

（2）当選人が議員に就任するまでの間に、被選挙資格を失ったとき又は死亡したとき

第7条を次のように改める。

（再選挙）

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該教区門徒会において、更に選挙を行う。この場合、選挙すべき議員の数に不足する数について、選挙を行うものとする。

（1）当選人のないとき

（2）当選人が当該選挙区において選挙すべき議員の数に達しないとき

第8条第2項中「第14条ただし書の規定にかかわらず、少なくとも10日前にこれを発令しなければならない。」を「第12条第2項に規定する臨時会として招集す

る。」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第9条第1項中「選挙を行うべき門徒会は、」の次に「教区制第33条第1項の規定にかかわらず、」を加える。

第11条第1項中「門徒会の定足数の欠缺等によって選挙を行うことができないとき」を「第9条第1項により定足数に充たないとき」に、「改めて」を「あらためて」に、同条第2項中「第8条第2項の期間」を「教区制第14条ただし書の期間」にそれぞれ改める。

第13条第2項中「指名するものとする。」を「指名するものとし、当該門徒会の議事録署名委員をこれに充てる。」に改める。

第19条第3項を次のように改める。

3 当選人が当選を辞退したときは、その辞退した者の数について、当該教区門徒会において、更に選挙を行う。ただし、投票により選挙した場合であって、当選人に次ぐ有効得票数を得た者がいるときは、第17条の規定により、当選人を定める。

第20条中「役員」の次に「(以下「門徒会役員」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合、新たに門徒会役員を選出するときは、あらためて門徒会を招集することなく、当該門徒会において直ちに行うことができる。

第24条を次のように改める。

(選挙録)

第24条 選挙録は、教区制第40条第1項に規定する議事録をもってこれに代える。

別表中

「

選挙区の名称	選挙区の区域	選挙する議員の数
山 陽	山 陽教区	2 人
四 国	四 国教区	1 人

」

を

「

選挙区の名称	選挙区の区域	選挙する議員の数
山陽四国	山陽四国教区	3 人

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、2025年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に参議会議員である者は、この条例により選出されたものとみなし、その任期は従前就任の日から起算するものとする。